

連合会電子認証サービスについて

(平成22年3月20日現在)

社会保険労務士（開業・社会保険労務士法人の社員・勤務）が、社会保険労務士法第2条に定める事務として行政官庁等に電子申請を行ったり、同法同条及び第19条に定める事務の保存における電子署名を行うためには、全国社会保険労務士会連合会認証局より電子証明書を取得及び定期的に更新する必要があります。ここでは取得及び更新についての概要を御案内いたします。

●新規取得について

1. 発行に必要な書類の入手

以下のいずれかより「重要事項説明書・認証サービス利用規約・発行申請書」「認証業務規程」、を取得して下さい。なお申請には最新のものをご使用下さい。

- ・全国社会保険労務士会連合会ホームページにある電子証明書の取得についてのサイトからダウンロードする（全国社会保険労務士会連合会>社会保険労務士の皆様へ>電子申請情報）。
- ・全国社会保険労務士会連合会認証局（03-6225-4869）に請求する。

2. 申請に必要な書類の準備について

発行申請書

実印を鮮明に押印。訂正する場合は二重線で消し訂正印（実印）を押印して下さい。

印鑑登録証明書

発行日より3ヶ月以内のものを1通必要です。

郵便振替払込受付証明書（お客様用／所定の払込取扱票を使用した場合）又は払込受領証の写し（ゆうちょ銀行又は郵便局備付けの払込取扱票を使用した場合）

ゆうちょ銀行又は郵便局で9,650円を振込して下さい。振込先及び注意事項は以下の通りです。

《振込先》 口座番号 00170-2-628753

加入者名 全国社会保険労務士会連合会認証局

* 払込取扱票の通信欄に、①郵便番号 ②自宅住所 ③氏名
④電話番号 ⑤登録番号 をご記入ください。

住民票の写し又は住民票記載事項証明書

発行日より3ヶ月以内のものを1通必要です。

なお旧姓利用の方は、上記の他に戸籍謄本又は抄本（発行日より3ヶ月以内のもの）が必要となり、さらに都道府県会に「社会保険労務士名簿への通称併記願」の届出がなされていることが必要です。

3. 発送先について

上記の準備ができましたら、下記宛てに特定記録郵便又は簡易書留にて発送して下さい。

《発送先》 全国社会保険労務士会連合会業務部業務課電子情報係

〒103-8346

東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館6F

4、電子証明書の受取について

申請が適正に受理されれば約2ヶ月程度で、発行申請書記載の自宅住所に「本人限定受取郵便（基本型）」にて発送されます。これは郵便局から本人宛に到着通知書が発送されますので、郵便局に到着通知書と運転免許証等の公的身分証明書及び認印を持参して郵便局に必ず取りに行ってください。代理人の受取及び転送はできません。また郵便局の定めた期間内に取りに行かない場合は、全国社会保険労務士会連合会認証局に返送されますのでご注意ください。

5、電子証明書を受け取った後の事後処理

電子証明書はUSBメモリーに収納されておりますので、インポートや確認作業を行った後に、発行日より30日以内に「受領確認書」を上記3の発送先にご返送下さい。なお所定期限内に返送がない場合は、電子証明書は失効し、再度申請発行所等の提出及び費用負担が発生しますのでご注意ください。

●更新について

新規発行された電子証明書の有効期限は、電子証明書の発行月から3年+発行月翌月以降に迎える誕生月の1日までとなっています。有効期限の切れる5ヶ月前までに全国社会保険労務士会連合会認証局より、更新に必要な書類が発送されますので、上記新規取得の手順を参考にして手続を行ってください。なおこの場合の手数料は3,650円となります。

●その他注意事項

※電子証明書の発行は本人に限り申請できます。代理人による申請はできません。

※社会保険労務士名簿の変更登録が完了するまで最長2ヶ月かかるため、電子証明書の発行申請前2ヶ月以内に名簿の登録事項（次の①～④）のいずれかを変更した方は、変更内容の確認が必要になります。発行申請前に連合会認証局（03-6225-4869）まで必ずご連絡ください。

①氏名

②事務所名、法人名もしくは勤務先の事業所名

③所属する都道府県社会保険労務士会

④会員種別（勤務→開業、開業→法人社員、開業→勤務等）

※電子証明書記載事項（上記①～④）に変更があった場合や電子証明書を紛失した場合等につきましては、電子証明書を一度失効して改めて発行申請をしていただく必要がありますので、連合会認証局（03-6225-4869）までご連絡ください。